

～YELL・えーる～

CPSV 進路相談員だより

生徒の皆様へ
第5号(3年生・定時4年生)
胆振教育局
CPSV 西 智子
令和6年1月25日(木)



##就職内定した皆さんへ##

「労働法」

知っておきたい②

労働法は、働く人を守るために法律です。働きは始める前に、最低限知っておいてほしいルール(まんが版)をご紹介します。
厚生労働省「これってあり? まんが知って役立つ労働法」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou>

〇×で考えてみましょう!

Q:【求人広告】で、20万円と書いてありました。実際にもらえるの?

A:×です。労働条件通知書で明示されている条件となります。

※求人広告などには、条件の幅があります。具体的にどのような条件で働くのか、しっかり確認してから**労働契約**を結びましょう。

Q:仕事中に私用でインターネットを見ていたら、上司に懲戒免職と言われた。それってあり?

A:〇です。**就業規則(服務規律等)**により、場合によってはありえます。※**就業規則**は、常時10人以上の労働者がいる会社で作成する義務があります。

Q:最初は、時間給【800円】と言われた。これってあり?

A:×です。都道府県ごとに、**最低賃金**は異なります。北海道は960円です。R5年10月1日改訂
※時間外労働(残業や休日出勤等)について、割増賃金に関するルールがあります。

Q:「アイドルのライブに行きたい」という理由で【有休休暇】は取れるの? 労働基準法第39条

A:〇です。利用目的に関係なく取得出来ます。条件:半年以上継続して働き、全労働日の8割以上の出勤(10日以降1年ごとに日数は増える)であれば、お休みは取れます ※但し、会社の正常な運営を妨げる場合、会社は別の日に休暇を変更させることが出来ます。

Q:会社の合意がなければ仕事を辞められない?

A:×です。正社員など、契約期間の定めのない労働契約の場合、**退職の申し入れから2週間**で法律上は労働契約を終了することが出来ます。※会社の就業規則に退職手続きが定められているときは、従うこととなります。

Q:仕事中にした怪我の治療費は自分で支払わなければいけない?

A:×です。仕事中(通勤中)の怪我は**労災保険**が適用され、自分で治療費を払う必要はありません。

【労災保険】一定の適用条件があります。(扱い:労働基準監督署)

・皆さんが就職して働くとき、守らないとならないルールとは何でしょう。

それは、就職する際に結ぶ「**労働契約**」(雇用契約期間、勤務地・業務内容、勤務時間・休憩時間・休日など、給与の支払、辞める時の決まり)」です。また会社のルール(学校で言うと校則)として「**就業規則(服務規程)**」があります。会社には揭示義務があります。確認しましょう。

・「社会保険とは?」4つの保険のことを言います。※40歳から介護保険加入

【年金】**厚生年金**(国民年金):年をとったときや、障害を負ったときなどに備える

【医療保険】**健康保険**(国民健康保険):病気・ケガに備える

【労働保険】**労災保険**:仕事上の病気・ケガに備える

【同上】**雇用保険**:失業リスクなどに備える